

調剤アシスト研修 参加企業(者)様募集のご案内

今回の薬機法改正案国会提出に当たり、厚生労働省通知により、従来ネガティブリストでしか示されていなかった「薬剤師以外の者が実施する調剤補助業務」が、ポジティブリストとして示されました。これにより、その業務範囲が明確になり、自治体ごとに異なっていた解釈、対応がより整合的になるものと歓迎されています。一方で、薬局開設者にも手順書の整備や研修の実施等責務が明記され、企業として新たな対応が求められています。

基本的にはそれぞれの企業や薬局現場が対応するものと考えられていますが、補助業務に当たる職員の研修については共通のものがあるという理解の下、会員企業のご要望などを踏まえ、下記の趣旨、内容で、本件を推進してきた日本保険薬局において実施することといたします。

研修内容

- 現時点において補助業務者に必要と思われる知識を盛り込んだeラーニング
- 45分程度のコンテンツと確認テスト、5コマ、計3～4時間(別添目次参照)

本研修趣旨、メリットなど

- ほとんどの現場において必要と思われる事項を盛り込み、個々の現場の個別対応ができるだけ少なくすむよう配慮
- 修了者には調剤アシスタント研修終了証が発行され、その名称で活躍
- 会員サービスの一環として実施し、システム構築、運用等は協会負担で研修費用は少額
- 会員企業 研修費1000円+登録費1000円 計2000円/人 プラス消費税
非会員 研修費1000円+登録費2000円 計3000円/人 プラス消費税
- 申込者は、自身のIDで、何度でも、いつでも研修コンテンツにアクセス
- コンプライアンス等基本的な内容を含み、新人等研修として活用可能
- 薬局現場での能力開発を通じ、スキルを活かした職業生活開拓を支援
- 就業(就職)前、薬局調剤業務の内容やフローを確認するツールとして活用可能

その他

- 各企業窓口から申し込まれた職員の方々、また、個人の方々には、eラーニングシステムにアクセスするID、pass wordを発給しますので、eラーニングの受講をお願いいたします。
- 受講状況について、月単位に集計し、修了証の発行を企業様を通じて行うとともに、研修費用を企業様宛ご請求いたします(個人は直接)。
- 受講修了証は、国の動向を見ながら5年の更新とすることを検討しています。

本研修のお問い合わせ先

一般社団法人 日本保険薬局協会 事務局 (皆川/松尾/木地)

TEL:03-3243-1075 FAX:03-3243-1076

【第1章】 総則

- 1 本研修実施の契機
- 2 本研修の目的と考えられる対象者
- 3 研修内容と位置づけ(企業内や事業所内研修との関係)
- 4 調剤補助業務研修の背景
- 5 調剤補助業務をめぐる議論の経緯と論点整理の進展
- 6 「調剤業務のあり方について」(2019年4月2日)通知の概要

【第2章】 調剤補助業務に関わる知識

- 1 保険調剤業務の流れ
- 2 処方せんとその読み方
 - 1) 処方せんの記載事項
 - 2) 処方薬の表記とその読み方
 - ① 医薬品名の表記
 - ② 内服薬
 - ③ 外用薬
 - ④ 注射薬
 - ⑤ 一般名処方
 - 3) 後発医薬品への変更
 - 4) 注意を要する医薬品の取り違え
- 3 補助者の業務範囲とその内容
 - 1) 計数取り揃え
 - 2) 一包化調剤の補助
 - 3) お薬カレンダー、配薬カートへのセット
 - 4) 調剤環境の整備
 - 5) 検品作業、納品作業

【第3章】 安全に対する認識

- 1 医療安全管理
 - 1) 薬を間違えるということ (1)薬を間違えた事例 (2)調剤事故・調剤過誤
- 2 調剤過誤防止の為に
 - 1) 処方せんを読む際の注意点
 - 2) ヒヤリ・ハット事例
 - 3) 調剤過誤が起きないように

【第4章】 医療に関わる心構え

- 1 薬局でのマナー
 - 1) マナーの必要性
 - 2) 身だしなみ
 - 3) あいさつ
 - 4) 言葉遣い
- 2 患者のプライバシーへの配慮
 - 1) プライバシーへの配慮
 - 2) 個人情報の取り扱い
- 3 衛生管理
 - 1) 手洗い
 - 2) 注意事
 - 3) インフルエンザの感染
 - 4) ノロウイルスの感染

【第5章】 関係法規類

- 1 関係法規
 - 1) 薬局業務に関する法規
- 2 医薬品の分類
 - 1) 劇薬・毒薬
 - 2) 麻薬
 - 3) 向精神薬
 - 4) 覚せい剤原料
- 3 管理薬剤師・薬局開設者の責務
 - 1) 管理薬剤師
 - 2) 薬局開設者